

日本電気技術規格委員会における日本機械学会規格の承認及び電気事業法の審査基準としての運用要請について

平成16年4月2日
日電規委16第001号
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、(社)日本機械学会が制定した「発電用火力設備規格」(2003年版)について、電気事業法の「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令」に適合する民間規格として承認し、電気事業法の審査基準として運用されるよう原子力安全・保安院に要請する予定です。

この件に関してご意見のある方は、理由を付して文書でご提出下さい。

1. 「発電用火力設備規格」(2003年版)の概要

- (1) 本規格は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」(以下、「省令第51号」と略称)及び「電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令」(以下、「省令第123号」と略称。)に適合する民間規格として制定されたものです。適用範囲(対象設備)は、「省令第51号」の第2章に規定される「ボイラ、独立加熱器又は蒸気貯蔵器及びその付属設備」で、ASME規格(Section , Section division1, B31.1, Section , Section)をもとにして、日本の実情に合わせASME規格の修正、除外、J I S等の補完により作成されています。
- (2) 規格構成 第 章：総則， 第 章：材料， 第 章：ボイラ，
第 章：圧力容器，第 章：配管， 第 章：非破壊検査，
第 章：溶接施工法・溶接技量

2. ご意見を求める趣旨

日本電気技術規格委員会は、(社)日本機械学会の発電用設備規格委員会が制定した「発電用火力設備規格」(2002年追補版)について、「省令第51号」に適合している民間規格として、平成14年12月に当委員会の規格(JESC T0005(2002))とすることについて承認いたしました。

その後、日本機械学会では、この規格について、米国機械学会規格のASME 2001Editionの内容を反映させるとともに、新たに溶接に関する規定を取り入れ、2003年版として改定いたしました。また、日本機械学会では、当委員会に対し、この規格が「省令第51号」及び「省令第123号」に適合する規格であるとの確認を求めるとともに、電気事業法の審査基準として運用が可能となるよう、行政への要請を依頼してきました。

当委員会では、この規格について審議、評価を行った結果、「省令第51号」及び「省令第123号」への適合性があると判断しましたので、原子力安全・保安院に対し電気事業法の審査基準として運用が可能となるよう要請をする予定です。

このことから、当委員会は、当委員会の審議結果についてご意見を求めるとともに、電

気事業法の審査基準としての運用を求めて原子力安全・保安院へ要請を行うことについてご意見を求めるものです。

3．本件に関する閲覧用資料

当委員会のご意見を求めるに際して、以下の資料を公開しています。

「発電用火力設備規格(2003年版)」〔日本機械学会 JSME S TA1-2003 (2部構成)〕
検討報告書 (日本機械学会発電用火力設備規格(2003年版)の省令第51号及び省令
123号への適合性について)

〔(日本電気技術規格委員会 / 火力規格特別部会の検討報告書)〕

検討報告書の添付資料

4．資料等の問い合わせ先・入手先・意見提出先

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社) 日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 内線252

F A X : 03-3214-6005

所在地 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館4階

(資料の入手をご希望される場合、 , については実費をご負担下さい。)

5．意見提出期限

平成16年5月14日(金)

なお、提出いただいたご意見等は、氏名を伏せて公表する場合がありますので、ご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法に係る審査基準等（技術基準の解釈）に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会です。本公告は、上記案件を委員会において承認し、審査基準の運用として使用可能となるよう行政に要請するに際して、外部の方の意見を聞くものです。